

福祉文教常任委員会協議会会議録	
1 開会日	平成29年11月17日 午前 9時30分 開会 午前11時19分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	片野哲生委員長 三澤龍夫副委員長 竹内恵美子委員 吉川重雄委員 奥津勝子委員 玉虫志保実委員 渡辺順子委員 関 威國議長
4 傍聴議員	清田文雄議員 二宮加寿子議員 鈴木京子議員 柴崎 茂議員
5 説明員	中崎町長 栗原副町長 佐野町民福祉部長 森田参事（政策担当） 杉山町民課長 高尻副課長兼保険年金係長 土屋保険年金係主任主事 添田町民協働係長 奥村町民協働係技師補 瀬戸子育て支援課長 田中保育園・幼稚園係長 野崎子育て支援係長 齋藤総務課長
6 職務のため出席した職員	局長 大槻 直行 書記 波多野昭雄
7 協議等の事項	(1) 国民健康保険制度について (2) (仮称)茶屋町会館整備事業について (3) 病後児保育事業の二宮町児童の利用について (4) 大磯・国府学童保育クラブの運営事業者の募集について (5) その他
8 その他	一般傍聴 なし

(午前 9時30分) 開会

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 それでは、皆さん、おはようございます。
ただいまの出席委員は7名全員でございます。

それでは、これより福祉文教常任委員会協議会を開会いたします。

お諮りいたします。ただいまのところ一般傍聴の希望はありませんが、希望があった場合、これを許可いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 御異議ないものと認めます。

それでは、初めに町側から御挨拶をお願いします。

○町長【中崎久雄君】 おはようございます。本日は、昨日に引き続きまして、また福祉文教の常任委員会の協議会お開きいただき、ありがとうございます。

本日お手元の次第でございますが、4つございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 それでは、本日の議題が4件ありますので、皆さんの建設的な意見とスムーズに物事が進むように皆さん御協力のほどよろしくお願いいたします。

議題(1) 国民健康保険制度について

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 それでは、初めに議題(1)の「国民健康保険制度について」を議題といたします。

送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、御説明をさせていただきます。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 わかりやすくお願いしますね。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 はい。「国民健康保険制度について」になります。

ページをおめくりください。

1番、国民健康保険制度の改正について説明をいたします。

まずは(1)改正の概要です。

平成27年5月27日に成立しました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険制度の一部を改正する法律を受けまして、国民健康保険制度が改正されます。今回の制度改正の概要は、大きく次の2点になります。

1点目、四角で囲っております財政基盤の安定化です。

国民健康保険は、加入者の年齢構成が高い状態にあります。サラリーマン以外の方が加入する保険であり、退職と同時に加入する方が多くを占めています。そのため、医療費の医療給付費が高額である状態になっております。

加入者が退職者が多いため、所得水準は低い状態であり、国民健康保険料や税の負担能力が低い状態になっております。また、大磯町では該当ではありませんが、小規模な自治体市町村では、突発的な医療費の高騰が発生すると、医療給付費の支払い予算が不足するなどの財政的問題が発生をしております。

今回の制度改正では、これら国民健康保険の構造的問題に対応するための財政基盤の安定化を目指します。

2点目、四角で囲ってあります公平性の確保になります。

現在は、市町村ごとに人口構成や経済状況などが異なるため、同一県内でありながら異なる国民健康保険料（税）の率が採用され、負担の公平性が保たれていない状況にあります。

これらの点を踏まえまして、二重線で引いてあるところです。国では、平成30年4月から、都道府県も国民健康保険の保険者となる新国保制度をスタートさせます。

その下をごらんください。新国保制度では、各都道府県が国民健康保険の財政責任の主体となり、財政規模を大きくし、財政基盤を安定化することで必要な医療給付費が全額確保されることとなります。小規模な自治体は、これによって医療給付費の高騰によるリスクを回避することができるようになります。

また、統一保険料水準を各都道府県が提示することで、市町村ごとに異なる国民健康保険料（税）を平準化することで、公平性の確保を目指すこととされています。

以上が国の今回の制度改正の概要になります。

次に、記載していますのが、新国保制度に係る神奈川県への対応方針になります。太字で記入してある部分です。

全国の都道府県では、国の制度改正の内容と県下市町村の状況を照らし合わせて、国の示す統一保険料水準を導入するかどうか検討を行いました。神奈川県では、こちらに記載

のとおり、神奈川県国民健康保険運営方針が平成30年度から平成32年度を対象期間として、平成29年9月に策定をされております。

記載の場所をごらんください。各市町村においては、法定外繰入金額に大きく差が生じていること、医療費水準に差が生じていることなど、現時点では、統一保険料水準とする環境が整っていないと県のほうでは判断をしております。今回は、統一保険料は示しませんということが記載されました。

一番下の二重線のところをごらんください。このことにより、平成30年度は、市町村ごとに国民健康保険料率・額を決定することになりました。

続いて、2ページをごらんください。

平成30年度に向けた本町の国民健康保険税率・額の案の考え方になります。

神奈川県国民健康保険運営方針にのっとり、社会・経済情勢や本町の国民健康保険運営に係る実績等をまとめた上で、平成30年度における国民健康保険税率・額の案について、大磯町国民健康保険運営協議会において審議、答申をいただき、平成30年3月議会定例会に大磯町国民健康保険税条例の一部改正案を提出する予定になっております。この答申を受けまして、平成30年3月に税条例の一部改正案を出す予定になっております。

続きまして、(2)制度改正による新たな役割になります。

神奈川県と各市町村が、新たな役割を分担することで、国民健康保険の財政基盤の安定化を目指します。

なお、加入者である被保険者については、制度改正に伴う手続等の変更点はございません。被保険者証の発行や保険税の納付先、特定健診の実施などは今までどおり町で行う予定です。

続きまして、財政基盤を安定させるための県と町の役割分担を説明いたします。

まず、県の役割です。1つ目は、神奈川県国民健康保険運営方針を定めるということになります。1ページで説明させていただいたとおり、平成29年9月に策定がされております。

2点目、県は、県下全体の医療給付費の総額を見込みます。各市町村に案分した国民健康保険事業費納付金を各市町村宛てに提示をしてきます。

③県は、必要な医療給付費を保険給付費等交付金により各市町村に交付をすることになります。

続きまして、町の役割です。町は、神奈川県が示しました国民健康保険事業費納付金を

県に納付するということとなります。

続きまして、3ページをごらんください。

(3)は、納付金・交付金による財政調整をごらんください。

先ほど御説明した県と市町村の役割をイラストにしたものになります。県は国民健康保険運営方針を策定し、各市町村から国民健康保険事業費納付金を集めます。県は必要な医療給付費を保険給付費等交付金として各市町村に交付をするということになります。

続きまして、四角い枠のところをごらんください。新国保制度のスタートに伴い、市町村の国民健康保険事業特別会計に係る予算要求の歳入や歳出の科目の一部を変更します。予算科目の整理が行われるということになります。

主なものはこちらに書いてあるとおり、歳入と歳出で3つずつございます。歳入の1つ目は、保険給付費等交付金であり、今回の制度改正による新規科目になります。

2つ目は、国庫支出金・前期高齢者交付金等で、こちらについては県に移行されます。

3つ目は、共同事業交付金であり、この制度、こちらにつきましては、今回の制度改正により役割を終了し、事業終了することになります。

歳出でも同様に整理が行われます。1つ目は、国民健康保険事業費納付金、今回の制度改正による新規科目です。

2つ目は、後期高齢者支援金や介護納付金であり、県に移行されるものです。

そして3つ目は、共同事業拠出金、こちらについても制度改正で役割を終了し、事業を終了するものになります。

続きまして、(4)新制度スタートに向けたスケジュールの枠をごらんください。

今月平成29年11月は、本日の福祉文教常任委員会協議会があります。来週には国民健康保険運営協議会を開催する予定になっております。

平成30年1月には、県から国民健康保険事業費納付金の確定通知が出る予定になっております。情報では1月の上旬になるだろうと言われております。町では、この確定通知をまって、第4回国民健康保険運営協議会を開催し、答申がまとまると見込んでおります。その後、政策会議を開催し、再び福祉文教常任委員会協議会の開催をお願いする予定になっております。

2月には、3月議会定例会において、国民健康保険税条例の一部改正議案を提出する予定です。

そして、30年4月から新制度が開始の運びとなっております。

昨年は12月議会で一部改正案を提出させていただきましたが、県からの確定通知を確認して税額の計算を行うため、3月議会定例会に提出させていただきたいと考えております。続きまして、4ページをごらんください。

2番、大磯町の国民健康保険の現状です。

(1)番は、平成25年度を100%とした1人当たり医療費と加入者数の経過・見込みになります。

グラフの左端の目盛りで真ん中が100%の基準線になります。右肩上がりに年々上昇しているのが、1人当たりの医療費です。加入者の高齢化が影響し、厚生労働省の見込みでは、来年度の1人当たり医療費は約3.2%上昇すると見込まれています。

一方、年々減少していますのは、加入者数になります。団塊世代の方が75歳になり、年間400人近い加入者が後期高齢者医療に移行すると見込んでおります。費用負担は重くなるのに対して、支える加入者数が減るため、国民健康保険税率を改正して不足分を補う必要があると考えております。

(2)番は、平成29年度の国民健康保険税の率と額になります。

率と額につきましては、この表の①から⑦に記載してあるもので、全部で7種類あります。平成29年度の改定率はこの表の一番下にあるとおり、3.10%になっていました。

続いて、5ページをごらんください。

法定外繰り入れと国民健康保険財政調整基金の状況になります。

平成29年10月末の法定外繰入金は総額9,404万4,000円になっております。また、国民健康保険財政調整基金の残高は、2億105万7,914円となっております。9月議会の補正予算をお認めいただきまして、平成28年度末の繰越分のうち1億円を積み増しをさせていただいております。町では、この基金の一部を活用することで、税率の上昇幅をできるだけ抑えたい考えでおります。

その下にありますのは、3番、参考として用語の説明になります。

こちらは後ほど内容を御確認いただければと思います。

ページをおめぐりください。6ページと7ページにあるのは、平成29年6月19日付の諮問書になります。

国民健康保険の基盤強化を図るための御意見を答申いただくことになっております。

担当からの説明は以上になります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 御苦労さまです。

それでは、これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

吉川委員。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 まず、1つお尋ねしたいんですけども、この4ページの大磯町の国民健康保険の現状ってありますよね。この現状の中で、1人当たりの医療費が3.2%増加しているというふうなことになるんですけども、これね、県下の市町村の中で医療費の、言ってみれば残高、金額について、県下の中の市町村ですよ、市も含めて、町も村も含めて医療費、大磯町はどのぐらいのところに今あるんですか、その辺はわかりますか、それを教えてください。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えさせていただきます。

平成26年度ということちょっとデータが古くなっているんですけども、市町村別の医療費の地域差指数というものが神奈川県の方から発表をされております。

この地域差指数といいますのは、各市町村年齢構成がとても幅があります。大磯町は県下と比べると約10%前期高齢者65歳以上の加入者が高いので、各市町村の年齢構成がもしどこの市町村も一緒だったらということのを割り返して計算をしているものが、医療費指数というものになります。

平成26年度段階では、県平均、全国平均を1とした場合、県平均は0.957という数値になっております。この医療費指数といいますのは、西日本が高くって、割と東日本が低いという大体そういった傾向があります。あと北海道も高いという傾向があるんですけども、県平均が0.957のところ、大磯町はほぼそれと一緒に、県平均のまんまになっております。

済みません、順番が何番かというのは今手元にはないんですけども、グラフのほうで見比べますと、大磯町は県平均ということになっております。

以上です。

(吉川重雄君「何、最後何て言ったかわかんねえや」と呼ぶ)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 県平均と同一。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 僕の質問はそうじゃないでしょう。県下の市町村の中でどのぐらいのところにいるんですかって、調べてあるんだ、僕は、はっきり言って、それがわかっていないの、それを言ってくれよ。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。部長。

○町民福祉部長【佐野慎治君】 お答えいたします。

1人当たりの医療費で比較させていただきますと、神奈川県の方が全体でおよそ平成27年度ですけれども、29万5,400円ほどでございます、29万5,400円ほど。これに對しまして、大磯町が31万1,300円ほどでございますんで、県平均よりも相当高いほうになります。

ただ、全体の中で一番高い市町村が34万5,200円ほどなんで、一番高いわけではないんですけども、平均からは高いほうな状況となっております。

以上でございます。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 順位は、県下で順位はどのくらいですかって聞いてんの。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 3位だろう、ちゃんと言ってみろよ、ちゃんと。何位だって俺聞いてんだからさ、そういうことについて答えないってどういうことなの、この行政は、はっきり言って、質問に対してちゃんと答えないのかよ。ちゃんと言ってくれよ。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 わかりますか。順位ですよ。

はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 済みません、平成26年度のグラフ、数値になるんですけども、そうしますと、33市町村中12番目。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 32市町村のうち12番。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 済みません、少々お待ちくださいませ。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 吉川委員。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 要はね、そんな12番目じゃないんだよ。最近のデータ、何で26年のことしかわかっていな。これは毎年県がちゃんと調べているんですよ。

そういう中で、大磯町にも県会議員はいるんですけども、それが卓話集会を各地区でやっているんですよ。そのとき私出たんです、ことし。9月だったかな、そしたらそこでその資料も渡されたの。それで、何でこんなに医療費の給付が大磯町は県下の中で第3位の、川崎が1位で、次が横浜かな、第3位なんだよ。

そのことを今、部長はちゃんと答えただけさ、要はそういうふうな中で何でそんなに医療費が高いのかなということで、言ってみれば町長がこの町の首長として出られたときに、

その辺のところ、医療費を削減するというふうなことをいろいろ努力するというふうなことの中で、そういう考え方があったんだけど、依然としてそれが、僕もその池田県議の卓話集会に出席して、その資料が提供されたんで驚いたんですけどね。

何でその辺のところがきちっと、言ってみれば確認できていないのかなという気がするんですよ。それで福祉行政というか、保険行政ができます。そのことを僕言ってるの。

そういう資料が26年度の資料しかないなんていうのは、僕から言わせると何をもってあなたたちは今回のこの国民健康保険制度が県に移行されるのかって、県に移行される前の問題が、いずれにしてもこの町は非常に医療費としての給付が高いんだよ、県下で第3位だよ。

川崎が第1位だったと思う、その次がどこだ、横須賀か横浜だよ。その第3位が大磯町なんだよ。そうすると、その辺のところをしっかりとやっていないで、ただ制度が変わるから云々の話を聞かれても、納得できないよ、はっきり言って。

さっき言った財政基盤が安定するとか、小規模な云々というふうな説明も出たけど、じゃあ、うちの町はどこに入るの、小規模じゃないの。中規模とか大規模の自治体なの、うちの町は。その辺のところの説明も全くわからん。ただ言葉として小規模のところは云々というような説明があったけども、この町にとってはじゃどうなるのということを知りたいの、はっきり言うと。

前提としてね、この町はこっだけ今医療費が神奈川県下のうちでも第3位の仕上がりだが、今町民1人のが非常に高くなっている。それをどういうふうにして低くするとか、今後どういうふうにするか、この制度が県に移行されることによって、町としてはどういう影響が出てくるのかとか、いうふうなことを知りたいんですよ。

そうでなかったら、ただ制度が町から県に移りますなんて、そんなことを、はいそうですかって聞いたって、何の意味もないですよ。だからどうなるのっていうことを知りたいの。そういうところを説明してくださいよ。書いてあることを説明するのは誰だって読めばわかるんだよ。実際には事実としてね、実態も聞いた上で議員としても確認をしたいなということがありますから、そういった情報をきちんと教えてもらいたいんですよ。どうですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 部長、どうぞ。

○町民福祉部長【佐野慎治君】 はい、お答えします。町民福祉部・佐野でございます。

今、全体的なお話を吉川議員のほうからいただいております。ちょっと県議のほうから

のお話ということで、県内で3番目に医療費が高いというふうな情報があったようでございますけれども、先ほど私のほうがお話をした1人当たり医療費に関しましては、神奈川県の方がこの9月に策定いたしました運営方針の中で示されているものでありまして、その中では大磯町に関しては33市町村中、およそ二十二、三番目に位置するというふうに考えております。

今回、制度が新たに導入されることによりまして、町といたしましては、歳入の部分で大きく見直されるような部分がございますので、その辺を勘案した上で保険料のほうの、保険税のほうの改正のほうの率のほう定めていくんですけども、先ほどのページの4ページに示したとおり、1人当たりの医療費がどうしてもこれから30年に向けて上がってくるが見込まれております。

また、被保険者数加入者に関しましても、確実に減ってくるが見込まれますので、制度に関しましては国保制度が県が入ることによって、将来的な安定はあるかもしれませんが、大磯町に関しましては、とりあえずは大磯町独自の保険税を定めていくこととなりますけれども、恐らく皆さんにお願いする負担に関しましては、どうしても上がっていく方向というのを今見ております。

以上でございます。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 吉川委員。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 まだ時間あるでしょ。あと何分ぐらい。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 あと10分ありますね。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 いずれにしてもね、要は今の状況と今後こういう県のほうに移行されることによって、実態がやっぱりきちっとつかめている中で、医療費というか、この制度の健康保険ということが、高齢者は非常に後期高齢者の中の人口がふえてくるわけですけど、だからといって国民健康保険が、言ってみれば医療費がふえてこないというわけじゃありませんから、その辺のとも含めてやっぱり考えていただきたいなというふうに思っているんですよ。

どうしても、なぜそれを言うかということ、要は保険料というのは、若い人働いている方々はそれなりの働いているわけですから、報酬を受けた中で、給料を受けた中で対応していくんですけども、高齢者になると、要は放出、言ってみればお金がない中で保険料だけが上がっていくという実態をつかんでくると、町民にとって非常に大きな負担になってくるんですよ。

でもそれでも、こうだからじゃあ払ってくださいねという説明をきちっとしていかないと、払うほうとしては全くわからない中で、じゃあ今度は、制度が県に変わったからいいというふうなわけにいきませんよ。

その辺のところの説明をわかるようにしっかりとしてほしい、そういうことをお願いしていきたいというふうに思っております。その辺のところは今後しっかりとしてください。それをぜひお願いしたい。ただ実態がわかんない中で、そういうふうな形の中で、ただ制度が変わるだけというのはなかなか理解ができませんから、その辺のところをしっかりとやってほしいなということをお願いして、私の質問は終わります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 答えはいいですか。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 いいですよ。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかに質問がございますか。

渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 それでは、ちょっといろいろ聞きたいと思えます。

先ほどの説明を私なりにまとめていますんで、ちょっと確認したいんですけど、結局この保険税については、これから答申があるので、それで30年度の方は決まるということですよ。それは町のことで、県は県でもう新しい体制に入るので、これから県のほうにこの町としては県から示された国民健康保険事業費を納めなきゃいけないということですよ。

そうすると、先ほど吉川議員が言われた、ちょっとごめんなさい、医療費の件は28年度決算に出ている医療費で、これでよろしいんですね、1人当たりのね。

それで、3ページの新しい制度になって、この歳入歳出が変わってくるという図があるんですけど、これについてもうちちょっと聞きたいんですけど、これは保険給付費交付金が県から入ってくると。

それで2番の国庫支出金はそのまま国から入ってくる。国が県に払って、それが県から入ってくるというふうに解釈していいんでしょうか。

それで、この3番目はなくなると。だから、例えば今まで私たちが受けていた、国民健康保険特別会計の歳入の主なものっていうところが変わってくるということですよ。

じゃ、国、県、町になるのか、その辺もう1回ちょっと確認させてください。

じゃ、まずそこだけ、とりあえず。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えいたします。

渡辺議員から御質問のとおり、1番目は新しい科目、2番目の国庫支出金や前期高齢者交付金、こちらについては、今まで国から県を経由して町に入っていたお金なんですけれども、このお金については国から県に移動するだけで、町には入ってこなくなります。県は、この国から入ってくるお金を全部県のほうでまとめてとることによって、県全体の医療給付費に係る部分にまず投入をします。それでも足りない部分について、各市町村が負担するよというということで、納付金、請求書のような形で請求が来るということになります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 はい、わかりました。

じゃ、この歳出の1番というのが、今言われた1、2と、今までと1、2のあれからすると1、2がまとめて県から言われる、それで不足分をこれだけ払ってくださいというふうな要求があつて、それを町が払うと、そういうことですね。

詳しいことはまた、今度の答申があつてから保険税が決まるということで、そこまでそれを待たないとわからないと思うんですけど、この4ページの28年は見てみると、加入者数が、これ数は書いてないんですけど、8,859人でいいのかしら、その減ったというふうに書いてあると思うんで、被保険者数で、1年間で359人減っているというふうになつていて、29年の予想としてはどれくらいになるんでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えいたします。

29年度につきましては、約8,703人に減少すると見込んでおります。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 じゃ、30年度の予想としては、予想と、できていますよね。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えします。

平成30年度については8,325人と見込んでおります。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 29年度の改定率が3.10%だったということで、大体見込みとしてもこれ変わったまで、29年度も改定して、30年度も改定されるということになって、それはどれぐらいを見込んでいるんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えいたします。

今度30年度の改定につきましては、県から示されます納付金の金額、先ほどの3ページの①番、国民健康保険事業費納付金の金額が1月の中旬に来る予定ですので、そちらを見た段階で計算をさせていただいて、税率を考え、運営協議会のほうで御審議をいただいて答申を待つというふうな流れになっております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 わかりました。じゃ、運営協議会のほうも、県からのこの金額がわからないとはっきりした答申ができないということになるんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 そのとおりでございます。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 それで、大磯は多分さっき吉川議員は医療費のことをおっしゃっていましたが、保険税もかなり県下で高いほうじゃないかなと思っているんですけれど、それどうでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 わかりますか。どなた。

部長。

○町民福祉部長【佐野慎治君】 お答えいたします。

ちょっと先ほどとお話で順位に関しては今把握していないんですけども、県下の平均が保険税、保険料の平均が9万9,312円、9万9,312円というのが直近で出ているんですけども、これに対しまして大磯町は、お一人当たり10万1,118円というふうな金額になっておりますので、どちらかという高い市町村になっております。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 かなり高いんだと思うんですよ。それでこの大磯町がかなり高い保険税で、県に移行されることによってどういうメリットがあるんで

しょうか。

例えば、低いところと高いところと入ってメリットがちょっと違うと思うんですけど、それどういうふうに考えたらいいのかなと思うんですけど。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ、課長。

○町民課長【杉山勝美君】 課長の杉山です。

低いところは今度は高くなるというところがございますが、高いところは逆に低くなるということでありまして、それが平準化されるということが、メリットといたしますか、県内に住んでいる県民にとってはメリットということになります。

それで、高いところは、今回激変緩和という措置がとられます。そこで、上げ率を下げたそんなに上がらないようにしていただけるというのが県の政策で、あと町はいろんな施策をつぎ込みまして、そこで余り率が上がらないようにする。例えば基金とかございますが、それを活用させていただいて、今回は税率は余り上げずに済むような形にすると、そういう形がとられると思っております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 そのためには、やっぱり医療費を下げていかないといけないということになるので、健康、いろいろ健康、何ですかね、未病じゃない、介護予防とかいろんなことをやっていかなきゃいけないというふうになると思うんですけど、診断なんかを見ても、かなり受診率とか少ないですよ。そういうところをもっとアップしていかなきゃいけないのかなっていうふうに思うんですけど、その辺の町の取り組みというのはどういうふうになるんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 課長、どうぞ。

○町民課長【杉山勝美君】 その辺につきましてはですね。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 名前と。

○町民課長【杉山勝美君】 あっ、済みません。課長の杉山でございます。

(吉川重雄君「社長」と呼ぶ)

○町民課長【杉山勝美君】 課長です。町民課長の杉山でございます。

今でも保健師が町中回って皆様に健康相談をやったりとか、御相談相手をしているとかいうこともございますが、データヘルス計画、こちらが健康診断によって得られました計画をデータ化して、町の傾向をつかむと。それによって、例えば腎臓病が市町村によって

は多い。大磯町の場合腎臓病が多いとか、がんが多いとか、肺の病気が多いとか、そういうのが出ましたら、それを対応するような形で今度は事業を組めるというような形になってまいります。

それが、今、まだデータヘルス計画は始まったばかりですので、データを集めるところからしております。そのデータを集める基本は健診です。健診を率を上げなければまたこのデータも集まらないということですから、そちらの健診をたくさんとれるように参加者をふやしていくというところに今力を注ぎ込もうとしてございます。

以上でございます。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかにございますか。

奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 先ほど大磯町保険税が高いということでありました。保険税というのは、そもそも所得に応じて出すという、金額は、それでいいんですよね。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えいたします。

資料のほうの4ページをごらんください。こちらが国民健康保険の率と額になっておりますが、大磯町の場合は、所得割というところ、医療分が5.7%、後期分が2.5、介護が2.1と書いてあります。こちらが所得に対して掛けられる税率になります。そのほかに応益割というグループに入るんですけれども、1人当たり必ず払っていただく金額が2万2,000円、1万1,000円、1万1,500円とあります。そのほかにも1世帯当たりで払っていただく金額というのが2万7,000円あります。この7つの要素を全部足し上げた金額が保険税額になります。

以上です。

(奥津勝子君「はいはい」と呼ぶ)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員、ちょっと、奥津委員、はい、どうぞ。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 ごめんね、先に言っちゃって。

そうすると、やっぱり所得が多い人たちが、大磯町は高齢者の方住んでいらっしゃる傾向があるなって、ちょっとそう思うんですが、それで高くなるよってという傾向があるんじゃないかなと思うんですけど、そういう理解でいいんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 はい、議員おっしゃるとおり、所得によって掛けられますので、国民健康保険は上限額というのものもあるんですけども、上限に達している世帯もございまして、基準所得金額は大磯町の場合は、直近ですと83万4,246円の基準、総所得金額になっております。で、平均は88万6,458円ということで、平均よりかは若干下回っておりますが、県下の中で決して低いほうではないと考えております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 わかりました。

それで、さっきの4ページのところで、これから後期高齢者へ入っていく方が年間400人ぐらい推計っていうことで、また支える人たちが少なくなってくるので、この国保の保険税が上昇するんですっていう説明がありました。

この税、後期高齢というのはまた保険が変わってきますよね。前期高齢者の方で、これは国保に入っていないっていう、そういう人たちはいらっしゃるんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えいたします。

前期高齢者の方でも、まだ働いていらっしゃる方は社会保険のほうに入っていますし、例えばお子さんの扶養でお子さんの会社の保険の扶養者になっている方もいらっしゃいます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 はい、わかりました。

先ほど医療費をやはり少なくしなくてはいけないということで、今ちょっと渡辺さんの質問にかぶりますけども、健康運動とか、予防運動とか先ほど指摘された、データベースという、そのようにやっているという、これが進んでいけば、高くなっている保険税がもっと安くなるという方向で、それを見込んで今事業を進めているという理解でいいですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えいたします。

特定健診を受けることによって、重症になる前に早目に医療機関にかかることによって、早期治療することによって医療費は低くなる。そのほかにも、生活習慣病の予防重点化事

業というのを行っておりました、透析になりそうな方、その直前につかまえて保健指導をすることによって、1年でも2年でも先延ばしにすることによって医療費を抑えたいと考えております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 はい、わかりました。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 竹内委員。

○福祉文教常任委員会委員【竹内恵美子君】 済みません、一番最初に書いてある財政基盤の安定化というところで、今後、突発的な医療費の高騰が発生するとということが書いてあるんですけど、例えばこれ突発的な医療費というのは、どの程度の突発的な、保険料では、県から来た請求で町が払えないとか、そういった場合も考えられるのでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えいたします。

心臓病ですとか、血液の病気のほうにかかれますと、500万とか600万とか物すごい金額が一遍にかかります。幸い、大磯町のほうではそういった方が同時に発生して医療費が払えなくなるということは、今のところ起きていないんですけれども、今後加入者数が減る中で、いつそんなことが起きてもおかしくはない。

既に小規模な自治体では払えなくて、現年度予算が足りなくなっているというところも発生しているようですので、それを防ぐために今回は制度改正で財政基盤を大きくしようということになっております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 竹内委員。

○福祉文教常任委員会委員【竹内恵美子君】 制度改正はのためにやるということですが、ちょっと以前、大やけどをした方でも瀕死の大やけどで、月に1,000万ぐらいかかっていた方がいらしたんですね。そういう場合も病院は助けなければいけないということで、やけどですから、1,000万から800万、700万と順々に減っていったんですけど、そういう例えば大磯町では保険料では足りない、そういった場合の応急処置というか、そういうものは何か考えられるのでしょうか、県のほうで考えているのか、国がちょっとその辺はよくわかりませんが、いかがでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えいたします。

こちらの資料でございます、5 ページの一番上にあります、国民健康保険財政調整基金、こちらのほうが現在2億円ございますので、どうしてもということであれば、こちらも活用させていただくことがあるのかと考えております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員【竹内恵美子君】 はい、わかりました。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 吉川委員。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 今の話聞いてからね。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 高額医療費の件なんですけど、心臓病で何か高額医療かかって申請した人が、何か9月いっぱいまでに申請しなくちゃいけなかったところ、1日違いで何か10月の1日に申請したらいただけなかった、ちょっと聞いたんですけど、これなんかちょっと主に教えてください。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 今御質問の内容は、限度額証というもののことかと思われませんが、こちらにつきましては制度上、その月、申請を出された月から有効ということになりますので、月をまたいでしまうと、その翌月にはもう限度額証の有効期限が入らないことになるんですけれども、高額療養費の町から払い戻しということで、その方については後から払い戻しをさせていただいております。

限度額証があれば、窓口負担のときに既に上限を超えた部分については窓口で払わずに、病院が町に請求するということになるんですけれども、申請がおくれて限度額証が出ない方につきましては、申しわけないんですけど、一旦窓口で負担することによって、後から償還ということになりますので、最終的に見ると自己負担額はどちらも変わらないということになります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 ちょっと立ち話で聞いたもので、私急ぎのときにちょっと聞いたもので、今ちょうど竹内さんが高額医療費のことでされたので伺いました。じゃ、本人にはきちっと後から払い戻しがあるということですね、はい、わかりました。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 何。

(発言する者あり)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 もういいんですか。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 はい、いいです。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 じゃ、玉虫委員。

○福祉文教常任委員会委員【玉虫志保実君】 今、後で、一旦払って後で返すという話でしたけど、もう一つ方法ないですか。

ちょっと今記憶があれなんですけど、限度額の認定証というのは、月でいけないのはわかるんですけど、医者の方から書類を書いてもらうとかで、もう一つ方法があったと思うんですけど、その辺が、払わないで済む方法があったと思うんですけど。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 質問がよくわかんないけど。わかりますか。

(発言する者あり)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 何か医者が限度額証明書の認定を出すっていう。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかにか。証明書のほかに方法があるかっていう。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 済みません、今玉虫議員からのお話の内容につきましては、ちょっと。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 把握していない。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 はい。後ほど詳しく逆に教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 そういうことでよろしいですか。はい。

吉川委員。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 直接これの制度改正に伴っての話の中でね、人員体制、今の職員の人員体制は変化があるというか、県に移行するとその分は職員の今までの体制が少なくなるとか、いうふうなことは起こり得るんですか、その辺のところがちょっと聞かせてください。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 これは部長ですよ。

はい、部長。

○町民福祉部長【佐野慎治君】 町民福祉部長・佐野でございます。

新年度に向けて準備の作業は始まっておりますけども、現在は体制のほうは4月当初と同じ体制で臨まさせていただいております。

新年度に関しましては、新たな事務、発生する可能性もありますし、また事務がなくなる部分出てくると思いますが、担当部署といたしましては、事務量を把握した上で人事のほうを担当している部署にお話をさせていただいて、考えていただければと思います。一応希望としては、少なくとも現状維持をお願いしたいとは考えております。

以上でございます。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 吉川委員。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 やるということね。いずれにしても、改正になって県に移行する面があるんで、その分職員の負担は減ってくるのかなと。減ってくることによって、先ほどもお話をいろいろ出していましたけども、要は町民の今後の医療費の減額に関する、そういった体制にそういった、もし人員が必要なければそういう方向にあって、医療費の減額に努力するというふうなことを考えられるのかなと思いましたので、いち早くその辺のところをつかんで、そういう体制をもし削減ができるのならそういう方向を考えてみてください。よろしくをお願いします。

以上です。終わりです。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 答えはいいですね。

じゃ、これをもちまして質疑を終了いたします。

議題（２） （仮称）茶屋町会館整備事業について

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 続きまして、議題の（２）の「（仮称）茶屋町会館整備事業について」を議題といたしたいと思っております。

送付されておりますので、資料に基づき担当課から説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○町民課町民協働係長【添田真喜君】 町民課・添田が御説明させていただきます。

まず、表紙をおめくりください。

１、（仮称）茶屋町会館整備事業について。

まず、（１）事業概要でございます。

茶屋町公民館、昭和27年建築・木造2階建ては、築65年が経過したことにより老朽化し、耐震診断では倒壊する可能性がある施設とされています。

このため、現施設の耐震性の問題を解消し、コミュニティ活動の活性化及び災害等の発生時における避難場所等の活用を図り、地域の活動拠点となる地域会館を整備するため、

大磯町第四次総合計画実施計画、平成26年度でございます、これにより（仮称）茶屋町公民館整備事業として認定をさせていただいております。

平成30年度の建てかえ工事、予定ですが、こちらに向けて現在、平成29年度に茶屋町公民館建てかえ工事の基本・実施設計を行っています。

（2）今までの主な事業経過でございます。

平成21年度、耐震診断を茶屋町地区のほうで実施しております。

平成25年度、土地の所有権が大磯町のほうに移転をしております。

平成26年度、総合計画の事業認定をさせていただいております。

平成27年度、地質調査、ボーリング調査を実施させていただきました。

平成28年度、施設整備の進め方や施設規模等について、町、町民課と茶屋町地区で協議を開始しました。

平成29年度、現在、茶屋町公民館建てかえ工事基本・実施設計を実施しております。現在、3回ほど基本設計の打ち合わせを設計業者と茶屋町地区とあわせて行っております。

平成30年度、建てかえ工事を予定しております。

2、茶屋町公民館建てかえ工事基本・実施設計について。

（1）茶屋町公民館建てかえ工事基本・実施設計委託業者、有限会社久保寺敏郎都市・建築設計事務所。

（2）契約金額、消費税込みで155万5,200円。

（3）契約期間です。平成29年5月23日から平成30年3月16日でございます。

ページおめくりいただきまして、2ページです。

（4）委託内容でございます。茶屋町公民館建てかえ工事に伴う基本設計業務、その他業務、茶屋町地区等の基本設計に関する意見・要望について整理・検討等、また実施設計業務、追加業務として積算業務等を委託内容としてございます。

（5）工程表、5月から7月、現地調査。6月から9月、基本設計。9月から3月、実施設計となっております。

（6）基本設計の図面及び規模について。

ア、図面ですが、次の3ページ、4ページが基本設計の図面となっております。ただ、基本設計段階のため、実施設計により今後、図面については変更がございます。

イ、規模でございます。木造平家1階建てです。で、地下倉庫。で、敷地面積は107.1平米、延べ床面積は約90平米、地階30平米、1階60平米を基本設計としています。

次のページ、3ページでございます。ちょっと向きのほうを横にさせていただければと思います。

まず、左側が平面図でございます。左上はこちら1階の部分となります。で、左下の部分は地下の倉庫の図面になります。

続きまして、右上右下、こちらは基本設計図面の断面図でございます。こちら左下の地下部分でございますが、この坂が1号線から北のほうに向かって急な坂がございます。こちらに擁壁がございまして、道路後退、狭隘道路に道路後退を予定しております。そちらを擁壁のほうを削ると同時に、地下倉庫のほうをそこに作るという構造となっております。

ページおめくりいただきまして、4ページでございます。

こちらは立面図でございます。東西南北から見た会館の建物の立面図となっております。

最後に、参考でございます。5ページでございます。

現在の茶屋町公民館の概要でございます。現在、木造の2階建てとなっております。その下が位置図となっております。

最後に、6ページでございます。現在の茶屋町公民館、東西南北から見た写真のほう載せさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 御苦労さまです。

それでは質疑に入りますが、質疑のある方、挙手をお願い。

奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 済みません、1ページの事業経過で、平成25年度に土地所有権が大磯町に移転、この大磯町に移転をされたちょっと経緯教えてください、まず。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課町民協働係長【添田真喜君】 町民課・添田がお答えします。

こちらの茶屋町公民館の用地は、さらにちょっとさかのぼりまして、平成17年度から始まってございます。こちらは地区のほうから公民館用地の寄附の申請がございまして、この土地においては、2つの土地の住所がございまして、大部分の土地を、要するに大磯1104番地の11部分と大磯1265番地の2つの筆がございました。そのうち、寄附の申請を受

けた中で、大磯の一番大部分を占める大磯1265番地ですね、こちらの部分は共有名義の所有者になっておりまして、既に死亡された方とかいらっしやいまして、手続のほうができないということで、こちらが寄附の受納のほう見送ってございます。で、17年のときにそのもう一方の大磯1104番地の11、こちらの部分の寄附を受納して、それで地区のほうでこの大部分の1265番地のほうを地区のほうで調べて、全部手続のほうを約200万円ほどかけて整理をしたと。それで平成25年度に再度寄附の申請がございまして、それで寄附の受納のほうをしたという経緯がございます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 わかりました。

たしかここは駐車場がなかったように思うんですけど、ほかの会館というのは狭いながらも駐車場ありますよね。ここはどうなっているのでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ここはない。

はい、どうぞ。

○町民課町民協働係長【添田真喜君】 町民課・添田がお答えします。

議員の御指摘どおり、こちら茶屋町公民館、現在駐車場はございません。公民館会館について、駐車場が実はあるところとないところがございます。差し当たり一番最新なのが台町会館につきましては、駐車場がございます。こちらに、駐車場のありなしにつきましては、地区の御事情を確認させていただいて、また、今回茶屋町公民館の建てかえに当たって、地区と話し合いをしてきた中で、また敷地が大分狭いというか、限られているスペース、また道路後退をする必要があるということもございまして、なるべく集会所の集會室のスペース、こちらを大優先に考えたいと、そういった要望を取りまとめさせていただきまして、常時駐車するスペースのほうは必要ないというふうな御回答をいただいております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 わかりました。

これを基本設計業務に155万5,200円というお金を使うわけですよ。そうしますと、一応この今基本設計の3ページを見せていただきましたけれども、今度実施設計のほうになり、また建設費とも全部大磯町が持つことになるんですよ。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課町民協働係長【添田真喜君】 町民課・添田がお答えします。

議員の御指摘どおり、こちら町立の会館を目指して建てかえ工事を進めておりますので、町のほうで出資することになります。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかにございますか。よろしいですね。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 はい。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 今の続きから言いますと、そうすると公共施設になるということで、今公共施設の再編とかやっておりますよね。その中で使い方というのが、皆さんに地区の方だけではなくて、広く使えるようになるのか、その辺はどうなんでしょうか。今、コミュニティ活動の活性化というところが、事業概要の中にありまして、これはその地域の方しか使えないのか、それとも広く設置目的は何になるのか、ちょっとわかんないんですけど、結局、地域の会館ではなくて、公共の会館でみんなが使えるようになるのか、ちょっとその辺わかったら教えてください。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課町民協働係長【添田真喜君】 町民課・添田がお答えします。

こちら過去の例ですと、台町会館ですね、こちら地域会館条例に基づいて、こちらに台町会館が追加された経緯がございます。茶屋町会館につきましても、もし茶屋町会館ができれば、こちら会館条例の別表の中のほうに追加されるという、会館の中の一つということになります。

で、こちらはそのほかの地域と同じように管理については茶屋町地区のほうで委託等させていただく予定ですが、今議員がおっしゃったとおり、公共施設等の総合管理計画、こちらが今策定している状況でございます。

で、こちらの計画につきましては、方針の中で、平成29年3月に出たこちらの計画の方針の中で、財産移管、自治会への譲渡を検討、統廃合、改修・建てかえの際は隣接と統廃合を検討、こういったことが記載があります。こちらのほうにのっとりまして、この方針に従いまして、今後個別施設計画を策定していきますので、こちら会館の管理や所有については、町のほうで建てかえのほうはしますが、この計画に基づいて地区とこの方針に従って協議をしていくということで考えてございます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 こういう会館、地域の方にとっては非常にうれしいことですよ、こういう会館ができるのはね。ただ、大磯町では、今総合管理計画がやっているの、公共施設がまた一つふえるということになると思うんですね。

だから、その辺の町の政策とここをどういうふうリンクさせるかっていうのが、やはり非常に大きな問題になると思うんですよ。だから、ほかの方もやっぱり使えるようになって、みんなで広く使えればそれなりのメリットはあると思いますけれど、その辺は私ちょっと非常にネックだなと思っています。

それでもう一つ、災害等の発生時における避難場所の活用というところがありますね、概要の中で。そうすると、ここは災害時に皆さんが集うところに、避難場所になるわけですから、そういうところの対応として、今設計上でどういうことを考えられているのか、その辺わかりますか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課町民協働係長【添田真喜君】 町民課・添田がお答えします。

現在、茶屋町公民館は耐震強度がないことから、避難場所のほうに設定はされてございません。地区の自主性に任せてやっている状況でございます。

今回この建てかえをすることによって、基本設計や実施設計の中の仕様に入っていますが、建築基準法がございます。また、建築基準法の耐震基準、また住宅建築物の耐震化に関する方針というものがございまして、この国土交通省の指針、また建築基準法にのっとり、中規模の震動等ではほとんど損傷しない。また大規模の地震等で倒壊・崩壊しない、こういった指針基準がございますので、こちらにのっとり建築のほう進めて、防災等に対応するような施設としてやっていくと、そういうことで考えてございます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 耐震の件はわかるんですけど、エネルギーの利用とかということになると、やっぱり地震、災害のときに停電したりとか何かということがあると思うんですね。だから、そういうときに自然エネルギーを取り入れて、災害時への対応というようなことは全然考えていないんでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 部長。

○町民福祉部長【佐野慎治君】 町民福祉部長・佐野でございます。

先ほどの災害の関係でございますけれども、太陽光のお話の前に1点、現在の施設というのが耐震性に非常に問題があったということで、茶屋町に関して防災の備蓄に関しては小学校のほうに保管をしていたんですけれども、この備蓄の関係の物品というのが、新たに地下1階部分は倉庫になりますので、そちらのほうに移動ができるということで、かなり身近に管理ができるというふうな利点が1つあります。

太陽光のパネルに関しまして、実は当初町のほうの施設になりますので、検討したんですけれども、現在は2階建てというふうな施設でございますけれども、今度が2層ではありますけれども、地下1階地上1階という形になります。そうすると、太陽光パネルを設置することで、近隣の家がかなりせった状態になりますので、光の害という形で反射等が発生して問題になるのではないかとということですとか、あと面積が余り大きくないので、蓄電池を設けるとまた相当な金額になると。太陽光パネルの面積に関しても、そのまま大きなものが求められないということで、今回に関しましては地区と十分話をした中で、災害時の熱源に関しては違う方法を考えるということで、この太陽光パネルに関しては今回は設置いたしません。

以上でございます。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 じゃ、発電機とかね、そういうもののパネルに限らず、いろんなものはあるわけですから、そういうことはどうなんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課町民協働係長【添田真喜君】 町民課・添田がお答えします。

地区とのほうでやはり協議させていただいて、太陽光パネルがちょっと難しいというお話を協議の中でありました。そういった中で、今議員が本当おっしゃったとおり、炊き出しのときでも発電機のほうを使って、またその発電機を地下の倉庫に置けることができる。こういったことが可能なのではないかとということで協議を今させていただいて、発電機のほうも前向きに考えている状況ということでございます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 わかりました。災害避難場所になるならそれなりのやはり整備をしなきゃいけないのかなと思っております。

それで、ちょっとお願いなんですけど、ここの4ページの立面図というのがあって、これと後ろの今ある現況の6ページに写真がありますよね。ここの南立面図とか、北とか、この写真の中でどの位置にあるんだというのが、ちょっと教えていただくとイメージが湧くかなと思うんですね。

今あるのはちょっと見て知っているんですけど、北側というのが、多分この入り口が北側になるのかなと、6ページの③が北側よりというのがあって、ここが今入り口になっていますよね、会館の。そうすると、これが4ページの北立面図になるのではなくて、西かな、ちょっとその辺、わかりますか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課町民協働係長【添田真喜君】 町民課・添田がお答えします。

わかりにくくて申しわけございません。4ページの南立面図、左側の南立面図ですね、こちらは6ページの①坂の下よりになります。そのうち4ページ左下の北立面図、こちらについては6ページの③北側よりになります。

続きまして、4ページの右上、東立面図、こちらは6ページの④東側よりでございます。あと4ページの西立面図、こちらは6ページの②西側よりになります。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 じゃ、先ほどの3ページの平面図がありますよね。この平面図と基本設計の断面図があるんですけど、ここのところの一番右側が北側になってて、これ東西が入っていないので、北側の図面にどっちが南だよというのは入っていないんですけど、大概図面というのは上が北になっているから、北側が上でっていうふうに解釈すると、今と同じようなエントランスというか、入り口は北側のホールというところから入るといふふうに考えていいですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課町民協働係長【添田真喜君】 町民課・添田がお答えします。

議員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 だから、じゃ、済みません、もう1回。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 平面図でいうと、この平面図の一番右側のと

ころが、この写真で言えば北側から見た6ページの③の位置になるということになる。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 3ページのあれですよ、今言ってるのは。

(渡辺順子君「そう」と呼ぶ)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 3ページの左側からこれ東西南北で言っちゃえばいいじゃん。

はい。

○町民課町民協働係長【添田真喜君】 町民課・添田がお答えします。

3ページの左上のこちら平面図の向きでございます。こちらちょうど上が北側で、下が南側で、この左側の西側が道路の部分、坂の部分になってございます。

で、東側、右側の部分はちょうど家が建っている部分ということになります。それを鑑みますと、6ページの写真から御説明させていただきますと、3ページの左側につきましては、①の坂の下よりになります。

で、エントランスにつきましては、同様に北側ですね、6ページの③北側より、こちらの方面から見たとおりの入り口は北側なんです、入り口のほうは奥のほうというか、西側のほうに今度エントランスは、ホールがありますが、ちょっと奥のほうに入り口のほうはずれるということになります。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 いいですか。

渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 じゃ、ごめんなさい。この写真、横の線があってちょっと黒くなっていますよね、右の上のほうに、そこが今度入り口になるっていうことですね。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課町民協働係長【添田真喜君】 町民課・添田がお答えします。

こちら色塗りの部分ですね、横線が入っている部分が入り口になります。

以上です。

(渡辺順子君「はい、わかりました」と呼ぶ)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 よろしいですか。

(渡辺順子君「はい」と呼ぶ)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 玉虫委員。

○福祉文教常任委員会委員【玉虫志保実君】 茶屋町の会館は、坂に囲まれていると思うんですけど、入るところが奥になったのはいいんですけど、その傾斜とか、国道1号線から上がってくるのもすごい坂で、そういうものに対する配慮というか、手すり、要するに会館沿いに手すりがつくとか、そういう何か工夫はあるんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課町民協働係長【添田真喜君】 町民課・添田がお答えします。

国道1号線から北側に向かっていく道路の坂道につきましては、手すりのほうは基本設計の中では話は出てございませんが、道路の部分ということ、また傾斜にあわせて建物のほうもすりつけるといふか、そういう形で考えてございますので、手すり等につきましては、また地区の要望を確認して、また設置するか確認したいと思います。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 玉虫委員。

○福祉文教常任委員会委員【玉虫志保実君】 車椅子対応とか、そういうのはどうなっていますか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課町民協働係長【添田真喜君】 町民課・添田がお答えします。

車椅子、またバリアフリーの関係につきましては、県のバリアフリー計画にのっとってもちろん相談をさせていただいております、出入り口からのスロープとさせていただきます、トイレまで床面も段差がないように、行くように基本設計の中で入っております。

また、トイレのほうもみんなのトイレという形で、こちら段差がない形で設計のほう考えております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 玉虫委員。

○福祉文教常任委員会委員【玉虫志保実君】 県の基準にのっとってということなんですけれど、あそこの立地的にはその基準では多分きついんじゃないかなと思って、なかまる公園の新しくできたトイレの車椅子に対するスロープなんですけど、最初のところの1段が結構3センチぐらいとか高さがあったりするので、その辺、もし図面をつくってもらうときにはもうちょっと細かい配慮がないと、あの茶屋町は本当に逆に落ちてきちゃったらとんでもないことになるので、ちょっとその辺で、済みません、配慮して。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課町民協働係長【添田真喜君】 町民課・添田がお答えします。

まず、出入り口からトイレまたは集会室に行く過程ですね、手すりのほうをつける予定でございます。あと勾配のほうは急なところは出てきますが、ただ、こちら会館については車椅子の方が一人で使うということは、まずはあり得ないというふうに考えております。

そうすると、地区の皆様方で使う、また、鍵の管理をする方が必ず地区の方にはいらっしやいます。そういった中で、協議の中で一人で使うことがない、そうすると介助者が必ずいるというようなことを考えてございますので、そちらに基づいて検討をさせていただいているところでございます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 玉虫委員。

○福祉文教常任委員会委員【玉虫志保実君】 今一人で使うことはないとおっしゃったんですけど、今電動の車椅子があるじゃないですか。あれって結構ラフなところも走っている方がいるんですけど、それも考えてはいないですか。電動のなんですよ。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課町民協働係長【添田真喜君】 町民課・添田がお答えします。

済みません、ちょっと電動の車椅子は済みません、勉強不足で申しわけございません。

ただ、地区のほうは鍵の管理を必ずする方が、近隣の方で必ず設定をしてございます。その方が介助するようなお話で地区と協議をしておりますので、もし電動車椅子の方が鍵の管理をするということになると、議員の御指摘のとおり心配な点がございまして、その辺は地区と協議した中で誰が管理するのか、考えていきたいと考えております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 よろしいですね。

これで質疑を終了します。

ここで、いわゆる担当課の入れかえがありますので、5分ほどちょっとトイレに行きたい方は、5分ほどお願いします。あと3つほどありますので。

(発言する者あり)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ええ、終わりました。ちょっと5分ほど、入れかえの時間を5分とりますので。

(午前 10時50分) 休憩

(午前 10時57分) 再開

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 それでは、休憩を閉じて再開いたします。できるだけ午前中で終わるように、皆さん努力してください。

議題(3) 病後児保育事業の二宮町児童の利用について

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 次に、議題の(3)「病後児保育事業の二宮町児童の利用について」を議題といたします。

送付されておりますので、資料に基づき担当課から説明をお願いします。はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課の田中です。

それでは、「病後児保育事業の二宮町児童の利用について」御説明させていただきます。

お手元の資料1ページを御確認ください。病後児保育事業の概要、利用実績、今後の手続等についてまとめた資料となります。

病後児保育事業は、子ども・子育て支援法に規定される地域子ども・子育て支援事業、13事業のうちの1つ、病児保育事業に位置づけられております。

病後児保育とは、病気の回復期にあつて集団保育が難しい児童、また、保護者の勤務等により、家庭で保育を受けることが難しい児童を専用の保育室でお預かりするものになります。

まず、大磯町の現状につきまして御説明させていただきます。

町では、社会福祉法人エリザベス・サンダース・ホームへ委託する形で事業を実施しております。

事業概要は記載のとおりとなりますが、実施施設は、昨年、平成28年4月1日に開園いたしました、認定こども園「あおぼと」内にあります病後児保育施設「もりのうさぎ」であり、事業は、昨年、平成28年の6月1日から開始いたしました。

土曜、祝日、年末年始等を除く、認定こども園「あおぼと」の開園日の午前7時半から午後6時半の間で、1日当たり3名を上限に予約順に受け入れを行い、看護師1名、保育士1名で対応しております。

1回に利用できる期間は、利用初日から数えて7日以内とし、給食やおやつ等を除き、利用料として1日当たり2,000円を負担いただいております。

利用実績につきましては、平成28年度は、6月からの延べ10カ月間で、登録人数が35人、利用人数が34人でした。平成29年度は、平成29年10月1日現在の延べ6カ月間で、登録人

数が42人、利用人数が13人となっております。

町では年間50人以上が利用するものと見込んでおりましたが、現段階におきましては、平成29年度も前年度と同様に50人を下回る見込みと今現在は立てております。

1日3名を上限としている中で、これまで1日1名の利用がほとんどで、2名が重なったことは1日だけでした。

利用を希望する児童の疾患により、例えば感染力の強いインフルエンザとノロウイルスの回復期にある児童を一緒に受け入れることはできない等の調整はございますが、利用人数枠としてはまだ余裕があるものと認識しております。

そうした大磯町の状況を踏まえた中で、二宮町児童の利用につきまして、これまで検討してきた経過について御説明させていただきます。

まず、病児・病後児保育施設を持たない二宮町からは、「もりのうさぎ」を二宮町児童も利用できないかという打診が以前からございました。また、神奈川県として病児・病後児保育事業の推進を図りたいとのことで、ことしの2月に神奈川県次世代育成課の職員が来町しまして、二宮町の担当者も含めた打ち合わせ及び現地見学を行っております。

神奈川県内では、同様の取り組みとして、小田原市の施設を南足柄市児童も利用している事例がございます。

町の現状では、受け入れ枠に余裕もありまして、この小田原市、南足柄市における利用方法及び事業費の負担に関する覚書等も参考にさせていただいた中で、二宮町と複数回協議し、二宮町の児童の受け入れは可能であると判断しております。

実際、受け入れ開始は平成30年4月1日からと考えておりまして、そのための準備行為としましては、町の病後児保育事業実施要綱の改正、あと、二宮町における町民への周知も必要となりますので、二宮町との間で利用方法や事業費負担に関する取り決めに記した覚書等の締結を来年早々、1月中にでも実施したいと考えておりますため、本日、議会へ御報告するに至ったものとなります。

資料に基づく担当課の説明は以上になります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 御苦労さまです。

それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 駅前にあるので、非常にそこに預けられるというお母さんたちは便利だなというふうに思っている現状だと思います。

この「もりのうさぎ」の対象児童というのは、町内に住所を有し、また、保護者が町内に在勤、在学しているということがありますよね。

すると、この二宮町からの方の児童を入れるということはあえてしなくても、ですけど、在勤、在学というところから、範疇から広がるという解釈なんでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課・田中、お答えいたします。

現段階で、二宮町の町民の方で町内に在勤、在学している保護者の方に関しては必然的にこの該当になりますけれども、そうではない、単純に二宮町民であって、生後6カ月から就学前までの児童で、こういった病気の回復期という、同じ大磯町と条件が重なるようでしたら、今後は二宮町在住の方も受け入れていくということで、全く同じ、大磯町と同じ対象でお預かりしていくということで検討しております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 でも、在勤とか、在学だったらいいんですけども、二宮町には病後児保育の施設がないので、あえて、車できつと来られると思いますけれども、そこに行って、また自分の仕事に行くという、そういう体制もなかなか大変ですよ。でも、1日3人という枠の中から、今現在、1人とか、2人が、最高多くても2人とかというんで、そこにキャパがあるから協定を結びましょうという、そういうことだというふうに理解しました。

あえて、あれなんですか、利用料とかという、また利用できる期間というのは変えずに、このまま行っていくということなんでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課・田中、お答えいたします。

まず、全く大磯町民の、町内の児童と同じ扱いで利用できるようにと考えております。先ほど最初に御質問のありました、二宮町民の方でわざわざ車でというところなんです、主には恐らく二宮町から平塚方面へのお仕事ですとか、そういった方にとっては、車ですとか、電車、駅前というメリットもございいますので、そういった方の利用が見込まれるのではないかと考えております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 今後の手続として、この事業費の負担に関する覚書等というふうにありますけど、この事業費負担というのは、ここはどういうふうに進むんでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課・田中、お答えいたします。

まず、事業費に関しましては、大磯町にある「あおぼと」の施設ですので、歳出の部分は、大磯町で一本化して支出を行ってまいります。ただ、国、県からの3分の1ずつの補助金がございます、残る町の負担の部分の3分の1に関しまして、人口割ですとか、利用児童数割、そういったところで案分しまして、二宮町分を応分の負担を年度末に一括して請求を大磯町から二宮町へ行いまして、二宮町から歳入として受け取れるような形で来年度予算のほうも検討しております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかに。

渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 これは、始まってから1年とまだちょっとしかたっていないということですよ。周知も十分ではなかったかもしれないし、今後、大磯町のこういう子供が例えばふえたときに、優先的に大磯を受け入れるとか、そういうことは全然考えられないんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課・田中、お答えいたします。

そちらの一番優先枠というところが担当サイドとしても考えているところなんです、病気の疾患を受けて予約順というところが基本になりますので、受け入れ可能である症例、疾患というところが、先ほどノロウイルスとインフルエンザというふうに重ならない等の配慮は必要なんですけれど、3名の枠の中で例えば残りの1枠となったときに、何とか大磯町民の方が優先されるような形で覚書等は、そこのところは二宮町と協議の上、記載できるような形で進めていきたいとは考えております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 課長。

○子育て支援課長【瀬戸克彦君】 子育て支援課長・瀬戸です。

基本的に考え方といたしましては、あくまでも町が実際に利用して、余ったところを二宮町に貸していくという考えで進めておりますので、町のほうでもう全て埋まってしまうということであれば、申しわけないんですけども、二宮町さんのほうにはお断りするような形で考えております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 病気のお子さんを預けたい親の気持ちもわかるし、子供にとってもこういう施設は必要だと思うので、格差があるとか、そういうことはなるべくなくしたほうがいいのかなどは思いますけれども、その辺の利用の仕方、なかなか難しいと思うんですよ、予約。病気っていつ起こるかわからないし、予約もそういうふうに簡単にできて、その辺のやってみないとわからないと思うんですけども、町がこういうことを考えていて、小田原と南足柄はいつから始めたんでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 わかりますか。はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課・田中、お答えいたします。

小田原市の医療機関を南足柄市ですが、こちらは病児保育になりますので、医療機関を使わせていただく、そちらは平成27年4月1日からということになっております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 病児保育だと全然違いますよね。これは病院だからね。だから、余り例がないので、そういうところをやったところのやってみてどうだったというような検証ができないので、私も何とも言えないんですけど、例えば病児保育だと、小田原と南足柄で受け入れる施設は1つなんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課・田中、お答えいたします。

ちょうど立地条件的に、小田原市と南足柄市の真ん中に位置する小児科になりまして、

そちらのほうの利用ということですので。

以上です。そういう。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 小児科というと私立、市立というか、小田原市立じゃなくて私立の病院ということですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課・田中、お答えいたします。

こちらの医療機関に関しましては、私立、個人経営の病院になります。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 吉川委員。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 やることについては非常にいいと思いますけど、今言われたところの、お二人の方が言われたことも注意しながらと同時に、これやることについては、ある面ではいいと思いますけども、町民にもしっかりと周知をしてくださいね。そうしないと、何で自分とこのこういう該当したのは入れられないんだというふうな話が出ると困りますので、やることについては僕はいいと思いますので、きちっとした周知をちゃんと町民にはしてください。それをぜひお願いいたします。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課・田中、お答えいたします。

現在のところも、病後児保育事業の周知というところでは、いろいろと広報等も今月末の発行等に掲載も行っていくんですが、二宮町との実際の運用が、協定ですとか、覚書を1月中に交わすことができたならば、1月末あたりに入園、入所の説明会ということがございまして、幼稚園も保育所も、町立、私立も含めまして、その対象児童がちょうど同じ年齢、就学前に当たりますので、ことしもそちらの保護者の方には周知をさせていただいているんですが、その機会を捉えまして、また、二宮町児童が入ってくることに對する周知は十分遺漏なく進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 それでは、質疑を終了します。

議題（４） 大磯・国府学童保育クラブの運営事業者の募集について

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 続きまして、議題（４）「大磯・国府学童保育クラブの運営事業者の募集について」を議題といたします。

送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いします。はい、どうぞ。

○子育て支援課子育て支援係長【野崎和也君】 子育て支援課・野崎、資料に基づき説明させていただきます。

それでは、「大磯・国府学童保育クラブの運営事業者の募集について」、お手元の資料の1ページ目を御確認ください。

まずは、今回の学童保育クラブの運営事業者の募集の目的でございますけれども、1番、募集の目的としまして、町では現在、大磯学童保育クラブと国府学童保育クラブの2つの施設ございますけれども、両者とも民間事業者のほうに事業を委託しております。

大磯学童保育クラブが大磯町社会福祉協議会、国府学童保育クラブが恵伸会へ、それぞれ業務のほうを委託しておりますけれども、その契約期間のほうが両者とも来年3月末で満了することに伴いまして、平成30年度からの新たな運営事業者の募集・選定を公募によるプロポーザル方式で行っていくものでございます。

2番、現在の対象学童保育クラブの概要といたしまして、大磯学童保育クラブは平成22年度から、国府学童保育クラブにつきましては平成27年度から事業のほうを委託しております、それ以前は両者とも保護者会のほうに運営のほうを委託しておりました。

両学童のクラブの規模としましては、大磯学童保育クラブが平成28年度の決算値としまして年間874万3,000円、国府学童保育クラブのほうは719万9,000円の委託費用がかかっております。平成29年度の5月1日現在の学童の登録児童数としましては、大磯が119名、国府が85名という状況になっております。

続きまして、裏面の選定スケジュールにつきまして、事業の委託期間は、単年度で契約を結びまして、業務上適正な運営がされているということであれば、最長5年を限度としまして、次年度も翌年度の事業候補者として推薦するというやり方で、事業の継続性、安定性を図っていきたいというふうに考えております。

選定スケジュールにつきましては、今月末ごろまで募集を行いまして、審査・選定につきましては、来月の12月20日に事業者によるプレゼンテーション・ヒアリング審査を予定して、最終的な事業者の決定を行っていきたいと考えております。

また、選定方法及び選定基準につきましては、学童クラブの保護者の代表を初めとしま

して、学校ですとか、児童福祉関係者など10名で構成する選定委員会を設置いたしまして、公募要項や受託法人を選ぶ際の選定基準を作成して、それに基づき審査・選定を行ってまいります。

以上で説明を終了させていただきます。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 御苦労さまです。

それでは、質問に入りますが、質疑のある方は挙手をお願いします。

(「なし」の声あり)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ないですね。それでは、質疑を終了いたします。

議題（５） その他

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 続きまして、議題の（５）の「その他」に入りますが、町側から何かありますか。はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課・田中です。

それでは、12月議会にて審議をお願いいたします大磯町保育所条例等の一部を改正する条例につきましては、お手元の資料に基づき、済みません。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ないんだよ、資料配ってよ。はい、どうぞ、続けて。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 では、子育て支援課・田中です。

今お配り、お手元の資料に基づきまして御説明させていただきます。

こちらは、12月議会にて審議をお願いさせていただくもので、大磯町保育所条例等の一部を改正する条例になります。

今回の条例改正は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律が施行され、国家戦略特別区域法の一部が改正されたことに伴いまして、町の3つの条例の一部改正を一括して提案するものとなります。

改正する条例につきましては、まず1つ目が、大磯町保育所条例、2つ目が、大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、3つ目が、大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、以上3つの条例になります。

具体的な改正内容は、国家戦略特別区域法に条項、第12条の4が追加されたことに伴い、町の3つの条例の引用条文を「第12条の4」から「第12条の5」に改正する、いわゆる条

ずれに対応するものとなりまして、実質的な内容の変更はございません。

施行日は、公布の日となります。

資料に基づく担当課からの説明は以上となります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 御苦労さまです。

本議題は12月議会定例会に提出される予定になっておりますが、特に質疑ある方は挙手をお願いします。

(「了解です。ありません」と呼ぶ)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 質疑を終了いたします。

それでは、「その他」として委員から特に御意見がなければ、これをもちまして福祉文教常任委員会協議会を閉会いたしますが、ありませんね。ないですね。御苦労さまでございました。

(午前 11時19分) 閉会
